

質問回答書

契約番号 _____

件名 _____ 第5期旭区地域福祉保健計画策定支援業務委託 _____

質問	回答
<p>・「第3期旭区地域福祉保健計画策定支援業務委託」の仕様書をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>・第3期旭区地域福祉保健計画の策定に係る委託仕様書は、保存年限経過後廃棄しており、提供できません。計画については、次のWEBページをご覧ください。 きらっとあさひプラン（第3期旭区地域福祉保健計画）（平成28年度から令和2年度まで） 横浜市旭区(yokohama.lg.jp)</p>
<p>・「第4期旭区地域福祉保健計画策定支援業務委託」の詳細を示した資料などをいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>・第4期旭区地域福祉保健計画策定時の委託仕様書を次のとおりご提示します。 第4期旭区地域福祉保健計画策定に関わる業務委託 仕様書</p>

第4期旭区地域福祉保健計画策定に関わる業務委託

仕様書

1 件名

第4期旭区地域福祉保健計画策定に関わる業務委託

2 履行期限

平成31年5月13日から平成32年3月31日まで

3 履行場所

横浜市旭区内

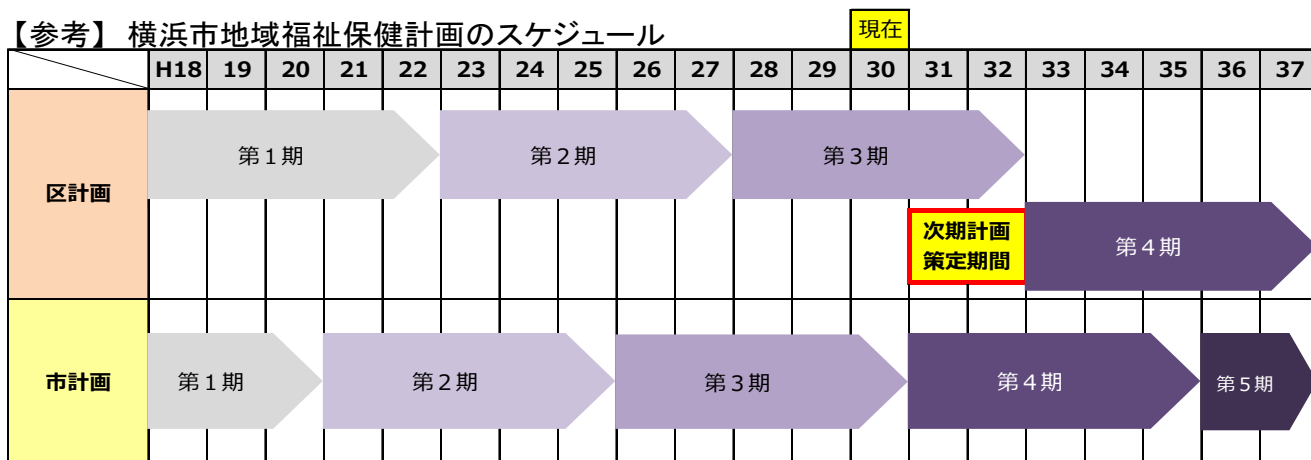
4 業務目的

旭区では、すべての区民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくることを目的として「旭区地域福祉保健計画」（以下「区計画」という）を策定し、区計画に基づき区全域及び地区別に地域福祉保健の推進を図っている（現在、平成28年度から32年度までを計画期間とする第3期区計画を推進中）。

33年度以降は次期区計画となる第4期区計画へと移行することに伴い、31年度から32年度にかけて第4期区計画の策定を進める必要がある。

本業務は、第4期旭区地域福祉保健計画の策定作業において旭区の地域活動等の現状分析をはじめ、必要な会議の運営補助や、資料作成、情報整理等を行い、計画書「骨子案」を作成することを目的とする。

【参考】横浜市地域福祉保健計画のスケジュール



【参考】（別紙1）平成31年度 第4期旭区地域福祉保健計画 策定スケジュール（案）

5 業務の視点

地域の住民、関係機関及び支援機関が協力して「地域共生社会」を実現させるための計画となるよう策定を進める必要がある。策定にあたっては、第4期横浜市地域福祉保健計画（31年度～35年度）の基本理念等を踏まえることと併せ、以下の事項を重要な視点とする。

（1）対象を限らない視点

地域には様々な立場や背景のある人がいます。計画の推進においては、年齢や状態を問わず、「誰もが」同じ地域の仲間として受け入れられ、認め合うことを基本とします。そのため、特定の方や生活課題・地域課題に特化することなく、全世代のあらゆる人を対象とした内容となるよう構成する必要があります。

（2）見守り・支え合い

社会情勢の急速な変化に伴い、「社会的孤立」や既存の公的支援制度では対応できない生活課題・地域課題が増加している。制度や分野、「支え手」と「受け手」といった区別を越え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、様々な社会資源がつながることによる、身近な地域での見守り・支え合いの仕組み作りを促進する視点が必要である。

（3）認知度（普及啓発）

30年度に旭区で実施した区民意識調査結果を踏まえて、計画の認知度向上のための普及啓発が重要である。計画が地域の目標であること、計画の推進により地域の目指す姿につながることを普及啓発し、認知度を高めることにより、地域活動の活性化につながる視点が必要。

（別紙2）平成30年度旭区区民意識調査報告書（P88 問26 抜粋）参照

（4）わかりやすさ

区民一人ひとりがそれぞれの立場で計画推進に主体的に関わり、目指す地域社会の姿を共有できるよう、誰もが親しみをもって理解できる構成・表現を意識する必要がある。

6 委託業務内容

（1）旭区の地域活動等の現状分析業務

ア 打合せ及び資料作成等

旭区が保有する行政サービス及び各地区の活動情報などを用いた事務局との打合せを実施し、必要に応じ情報整理、データ提供、資料作成する。

イ 区域版計画の現状分析

旭区が主体となり実施している行政サービスについて一覧に整理し、区域版計画の検討ベースとして活用できるよう情報整理を行う。

ウ 地区別計画の現状分析

旭区の各地区において計画推進及び独自で実施されている地域の活動について一覧等に整理し、地区別計画の検討ベースとして活用できるよう情報整理を行う。

エ 分析結果を踏まえた4期計画への提案

上記イ・ウ整理された情報を踏まえ、旭区の現状分析を実施し、4期計画策定における方向性を提案する。（例：地域が得意、不得意としている活動、行政・地域に不足している支援・活動などの可視化）

（2）区全域計画策定に関わる業務

ア 打合せ及び資料作成等

区策定委員会事務局との打合せ及び必要とする情報整理、資料作成。

- イ 区策定会議への出席
区策定会議（約2時間×1回以上）への出席、記録作成。
- ウ 関係団体へのヒアリング
福祉保健関係団体（5団体程度×約3時間×1回以上）へのヒアリング及び記録作成
- エ 区全域計画「骨子案」作成
区全域計画の構成検討作業補助及び「骨子案」の作成（デザインを含む）。

（3）地区別計画（19地区）策定に関わる業務

- ア 打合せ及び資料作成等
地区別支援チーム（区職員他で構成）との打合せ及び必要とする情報整理、データ提供、資料作成。
- イ 地区別計画策定推進組織の会議への出席
各地区別計画策定推進組織（区民で構成）の会議（約2時間）3回程度開催のうち1回以上の出席、アドバイス、運営補助及び記録作成。
- ウ 各地区別計画「骨子案」作成
地区別計画のフォーマット作成作業補助、及び各地区別計画「骨子案」の作成（デザインを含む）。

（4）第4期地域福祉保健計画書「骨子案」に関わる業務

- ア 資料作成等
計画書「骨子案」のための情報整理、資料作成。
- イ 計画書「骨子案」の作成
区全域計画「骨子案」及び各地区別計「骨子案」を併せた、計画書の全体構成検討作業補助及び「骨子案」の作成。

7 成果品

- （1）報告書（A4版） 10部
- （2）報告書概要版（A3版1枚、両面刷り） 10部
- （3）調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの
- （4）上記提出文書等のデータを格納した電子媒体 2部

8 成果品の提出先

旭区役所福祉保健課事業企画担当

9 個人情報保護

- （1）受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- （2）受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、すみやかに「個人情報取扱特記事項」第11条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実績報告書を提出しなければならない。

10 その他

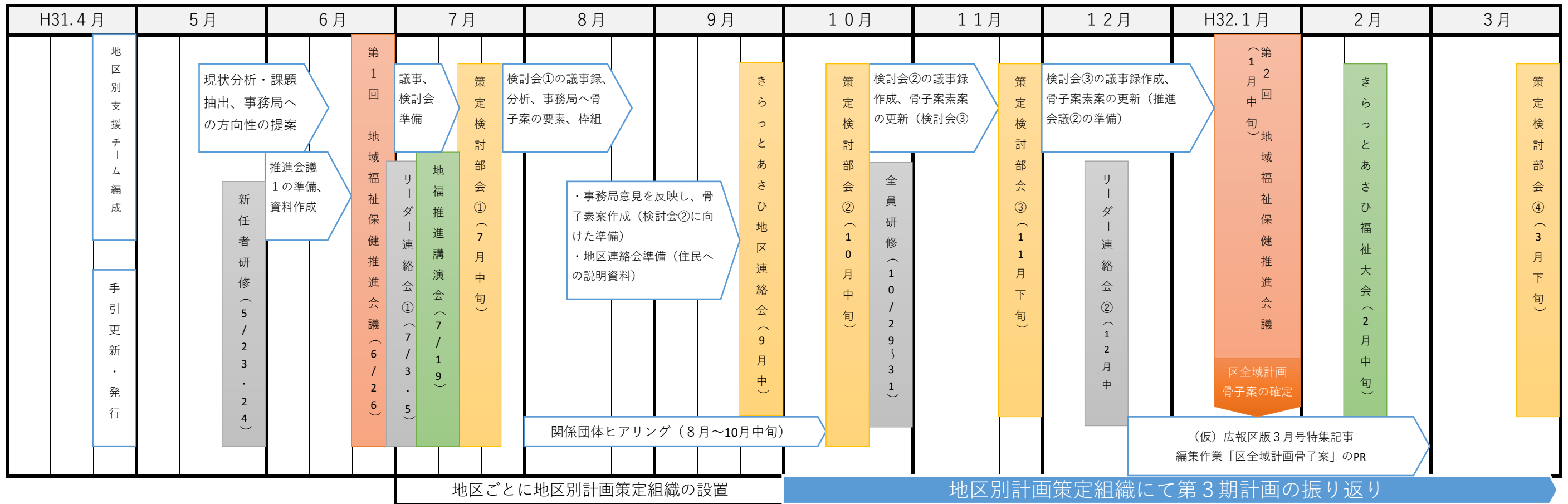
- (1) 本仕様書は、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款及び個人情報取扱特記事項に従うものとする。
- (2) 本業務は契約締結後速やかに着手し、所定の履行期間又は履行期限までに全ての業務を完了させること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、委託者の指示に基づき、十分協議を行うこと。なお、必要事項については委託者に適宜報告すること。
- (4) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (5) 本計画は旭区社会福祉協議会（以下「区社協」という）と協働し一体となって策定・推進を図るものと位置付けられており、委託業務実施上の打合せについては区社協も参加する。
- (6) この仕様書に特に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。
- (7) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出典などはすべて明確にしておくこと。
- (8) 本業務に関して、委託者が提供する資料等業務上知り得た情報については他の目的に使用してはならない。また、これらに関して委託者の了解なしにこれを公開してはならない。
- (9) 受託者が委託者の所有する書籍や報告書類を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償しなければならない。
- (10) 本業務で得られた成果については、作業過程のデータ等を含めすべて委託者に帰属するものとする。

平成31年度 第4期旭区地域福祉保健計画 策定スケジュール (案)

別紙 1

※関連する会議等の一覧です。すべてが委託内容ではありません。

平成31年度 (2019)



平成30年度 旭区区民意識調査

報告書



「旭区マスコットキャラクター あさひくん」

平成31年1月

横浜市旭区役所

問 2 6 旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）を知っていますか。

- 全体の8割が旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）を「知らない」と回答している。
- 男性、女性ともに年代が上がるにつれて認知度が高くなる傾向がある。

